破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３号
宮城県登米市迫町佐沼字的場15番地
債務者　佐藤　和明
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第４号
宮城県登米市迫町佐沼字的場15番地
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第５２８９号
大阪府高槻市今城町24番２号
債務者　**﨑**谷　亜弓
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３７４号
大阪市平野区喜連西４丁目５番５号　ラメールプランタン103
債務者　吉岡　徹哉
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４４７号
大阪市淀川区三津屋中２丁目１番19号サンハイツ406号、前住所大阪市西淀川区竹島２丁目４番41号シャルム竹島504号室
債務者　中西　雅一
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５０６号
大阪府枚方市岡山手町13番15―26号
債務者　山本知恵子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１０号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目11―８　栄ハイツ小阪601、住民票上の住所大阪府東大阪市西岩田３丁目３番52―206号
債務者　菅田紀誉彦
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５２７号
大阪市城東区新喜多東１丁目８番40号
債務者　野村　達朗
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７１号
大阪府門真市五月田町35番12号
債務者　岡田佳代子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１４号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目18番27―408号
債務者　塚本　晋弥
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２２号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番７―1001号
債務者　川**﨑**多加子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３９号
大阪市都島区都島本通２丁目14番12号グランピアＩＫＵＹＡＭＡ303号
債務者　中根　理恵
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７５５号
大阪府門真市御堂町714―６　橋本文化二号、住民票上の住所京都府相楽郡精華町光台７丁目２番地１　アミティ光台４棟304号
債務者　坂井　英治（旧姓東）
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７８１号
大阪府東大阪市吉田７丁目８番43号　シャトー西村　308号、前住所大阪府東大阪市長田西２丁目６番30―20Ｂ号　20Ｂ号
債務者　戸城富美子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８００号
大阪府吹田市南金田２丁目26番26―205号
債務者　百元亜由美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３号
福岡県京都郡苅田町新津１丁目９番地10（第一清風荘110号）
債務者　日野　智子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
北海道旭川市大町１条８丁目20番地の66　メゾン松田２　105号
債務者　白井　知子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部